

WTO譲許表の修正及び訂正(情報技術製品関税撤廃)

背景

- 1996年12月:「情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言」(注1)採択
(注1)一般に、「情報技術協定(ITA: Information Technology Agreement)」と呼ばれている。
- 1997年 7月: 現行ITAの対象である情報技術製品の関税を撤廃
- 2012年 5月: 情報技術分野で新たに開発された製品を対象とするため、**品目拡大交渉**を立ち上げ(日米が主導)
- 2015年 7月: **対象品目(201品目)**が確定し、**「情報技術製品の貿易の拡大に関する宣言」**(注2)採択
- 2015年12月: 52箇国・地域(日本、米国、中国、韓国、カナダ、台湾等)及びEUで**品目拡大交渉**が妥結し、「情報技術製品の貿易の拡大に関する閣僚宣言」採択
(注2)一般に、「拡大ITA」と呼ばれている。

主な内容

- ◆ 新たに開発された情報技術製品を関税撤廃の対象品目として追加するため、WTO協定に含まれる我が国の譲許表を修正する。

対象品目(201品目)

新型半導体、デジタル複合機・印刷機、デジタルAV機器(デジタルビデオカメラ、DVDプレーヤー、ゲーム機)、通信機器、半導体製造装置、医療機器(MRI、CTスキャン)等

※ 現行ITAの対象品目(144品目): 半導体、PC、携帯電話、プリンター、FAX、デジタルカメラ(静止画用)等

関税撤廃期間

3年以内の段階的撤廃を基本とし、可能な品目については即時撤廃。個別の状況に応じ3年を超える撤廃期間を認める。

※ **日本は、有税品目(5品目)について即時撤廃**(残りの品目は既に無税)

<品目拡大の効果>

- 日本からの対象品目輸出額: 年間約9兆円
→ 関税削減額(日本からの輸出): 年間約1、700億円(経済産業省試算)
- 日系企業の海外拠点からの輸出等を含めると、更なる効果あり。



早期締結の必要性

- **日本企業の国際競争力強化**
- WTOの下で主要貿易国・地域が参加し、**18年ぶり**の対象品目見直しに合意
- 世界全体で**IT製品の貿易の活発化・経済成長の促進**(対象品目の世界全体の貿易額は約1.3兆ドル、世界全体の貿易額の約10%)

※ **経済界からも関税撤廃の早期実施について強い要望あり**